国立駅南口周辺整備における実施設計の契約書等関係資料一式

収入印紙 060000

委　託　契　約　書

1．件　　名　国立駅南口駅前広場実施設計業務委託

2．履 行 場 所　国立市東一丁目１番地の６９先

3．契 約 金 額

￥	1	0	百万 1	6	5	千 1	0	0	円 0

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　9,241,000 円

4．委 託 期 間　令和８年１月５日　から　令和８年１２月１８日　まで

5．契 約 保 証 金　免　除

上記の委託について、発注者と受注者は、約款の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。
また、令和7年12月26日付け「国立駅南口駅前広場実施設計業務委託」受託コンソーシアム協定書により契約書記載の委託を共同連帯して請け負うものとする。
この契約の証として本書の契約内容を記録した電磁的記録を作成し、それぞれ電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。（書面契約の場合は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。）

契 約 確 定 日　令和７年１２月２６日

発 注 者　東京都国立市富士見台二丁目４７番地の１

国　立　市

代 表 者　国立市長　濵 﨑 真 也

受 注 者　PCKK・EAU・石塚・NOUSAKU・ビオフォルム・WAKU設計共同体

代表事業者　所 在 地　東京都千代田区神田錦町三丁目２２番地

商号又は名称　パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社

代 表 者　常務執行役員　本社長　彌 永 信 [redacted]

※電子契約によらない場合は、各自押印するものとする。

構成員　所在地　東京都千代田区神田神保町2-2-33

商号又は名称　株式会社イー・エー・ユー

代表者　代表取締役　崎谷浩一郎

構成員　所在地　東京都渋谷区神泉町20-24BRICKS 7F

商号又は名称　株式会社石塚計画デザイン事務所 東京事務所

代表者　所長　千葉晋也

構成員　所在地　東京都国立市富士見台1-7-1-117

商号又は名称　JUNPEI NOUSAKU ARCHITECTS

代表者　代表取締役　能作淳平

構成員　所在地　東京都国分寺市光町2-1-25

商号又は名称　株式会社ビオフォルム環境デザイン室

代表者　代表取締役　山田貴宏

構成員　所在地　東京都国立市谷保5119

商号又は名称　WAKUWORKS　株式会社

代表者　代表取締役　和久倫也

※電子契約によらない場合は、各自押印するものとする。

（総　　則）

第１条　発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、頭書の委託期間内において、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行することとされている業務について、この契約書の記載事項及び仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定期日までに履行するものとする。なお、仕様書等に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

３　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

４　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

１０　消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって、この契約の期間中にこの契約における消費税及び地方消費税の額の算出に用いた消費税及び地方消費税の税率に変動が生じた場合は、特段の契約変更手続を行うことなく、消費税及び地方消費税の額を再計算し、これを税抜価格に加えた額を契約金額とする。

（必要書類の提出）

第２条　受注者は、仕様書に定めがあるときは、速やかに必要書類を作成し、発注者に提出するものとする。

（権利の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第４条　受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一般的損害等）

第５条　この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の

責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

（業務責任者）

第６条　受注者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。

２　業務責任者は、業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

（業務関係者等に関する措置要求）

第７条　発注者又は発注者の指定する職員は、受注者が業務を履行するために使用している従業員等で、業務の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を速やかに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、発注者の指定する職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

（委託業務の調査等）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の処理状況について調査し、必要な報告を求め、業務の実施について必要な指示をすることができる。

（検査及び引渡し）

第９条　受注者は、業務が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けた場合において、目的物があるときはその目的物について、目的物がないときは履行について、通知の日から１０日以内に検査をするものとする。

３　受注者は、あらかじめ指定された日時において、前項の検査に立ち会わなければならない。

４　受注者は、第２項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

５　受注者は、第２項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分にかかる履行を完了したものとする。

６　受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

（所有権の移転、引渡し及び危険負担）

第９条の２　この契約に目的物がある場合、前条第６項の規定による引渡しがあった時に、当該目的物の所有権が受注者から発注者に移転するものとする。

２　前項の規定により所有権が移転する前に生じた目的物についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

（再履行）

第１０条　発注者は、受注者が第９条第２項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

２　受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。

３　前条の規定は、再履行の場合に準用する。

（発注者の代位執行）

第１１条　受注者が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。この場合において、発注者の執行により受注者に損害が生じても、発注者は、賠償の責任を負わないものとする。

（契約不適合責任）

第１２条　発注者は、第９条第６項の規定による引渡しを受けた後に、目的物に種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があると認めたときは、当該契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合及び別に定めがある場合を除き、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求をすることができる。この場合において、受注者は、民法第５６２条第１項ただし書の規定にかかわらず、発注者が指示した方法により履行の追完をしなければならない。

２　前項本文の規定による履行の追完の請求を行った場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

３　前２項の規定は、損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

４　前３項の規定にかかわらず、契約不適合（種類又は品質に関するものに限る。）が、発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じた場合は、発注者は、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び解除権の行使をすることができない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（契約不適合責任期間）

第１２条の２　前条の規定による契約不適合（種類又は品質に関するものに限る。）を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使は、契約不適合を知った日から１年以内でなければすることができない。ただし、受注者が引渡しのときに契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（指定期日の延期等）

第１３条　受注者は、その責めに帰することができない事由により指定期日までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出ることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（遅延違約金）

第１４条　受注者の責めに帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期

日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2　前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、契約金額につき国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日の割合とする。）で計算した額とする。ただし、その額が１００円未満であるときは、遅延違約金を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3　第１０条第１項の再履行が、同項の規定により指定した期限を超えるときは、受注者は、前項の規定により計算した額の違約金を納付するものとする。

4　前２項に規定する違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

（契約内容の変更等）

第１５条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2　前項の場合において、契約金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第１６条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（契約保証金の変更等）

第１７条　前２条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。ただし、発注者が契約保証金の納付を免除していた場合で、当該契約内容の変更に伴っても契約保証金の納付が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2　前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、さらに納入を要しない。

（１）　既納保証金が、変更後の契約金額の１００分の１０以上であるとき。

（２）　検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の１００分の１０以上であるとき。

3　発注者は、受注者が契約の履行をすべて完了し、第１８条の規定により契約代金を請求したとき、又は第２１条若しくは第２２条の規定により契約が解除されたときは、受注者の請求に基づき３０日以内に契約保証金を返還する。

4　契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

（契約代金の支払）

第１８条　受注者は、第９条又は第１０条の規定による検査に合格したときは、発注者に

対して契約代金の支払を請求するものとする。

2　発注者は、前項に規定する支払請求があったときは、その日から３０日以内に支払うものとする。なお、仕様書等により期間又は業務を分割して履行させる場合には、当該業務終了ごとに、その分の代金を支払うことができる。

3　発注者は、前項に規定する期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延日数に応じ、その支払金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定めるところによる割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日の割合とする。）で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、その額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支払うものとする。

（著作権）

第１８条の２　この契約により著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１７条第１項に規定する著作権をいい、同法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）が生じる場合、当該著作権は発注者に帰属するものとし、受注者は当該著作権について、著作者人格権（同項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（発注者の催告による解除権）

第１９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）　指定期日内に業務を終了しないとき、又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと発注者が認めるとき。

（３）　正当な理由なく、第１０条第１項の再履行又は第１２条第１項の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完がなされないとき。

（４）　受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不当な行為をしたとき。

（５）　受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

（６）　前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１９条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　第３条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

（２）　業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

（３）　受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５） 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

（６） 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

（８） 第２２条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

（９） 受注者が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当すると判明したとき。

（10） 受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第７条の２（同法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（11） この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第２０条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（１） 前２条の規定によりこの契約が解除された場合

（２） 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３） 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３ 第１項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第１項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

第２１条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第２２条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）　第１５条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額が３分の２以上減少したとき。

（２）　第１５条の規定により、発注者が履行を一時中止させた場合、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が３月以上に及ぶとき、又は契約期間の２分の１以上に及ぶとき。

（３）　発注者がこの契約に違反し、その違反によって受注者が業務を完了することが不可能となったとき。

２　前条第２項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（契約解除等に伴う措置）

第２３条　発注者は、契約が解除された、又は受注者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行部分があるときは、当該履行完了部分に対する代金相当額を受注者に支払うものとする。

２　受注者は、契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

３　受注者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

５　第２項及び第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第１９条、第１９条の２又は第２０条第１項若しくは同条第２項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第２１条又は前条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（賠償の予定）

第２４条　受注者は、第１９条の２第１０号又は第１１号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の１に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第１９条

の２第１１号のうち、受注者に対して刑法第１９８条に規定する刑が確定した場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相　　殺）

第２５条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（個人情報の保護等）

第２６条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に当たって、情報セキュリティを確保するため、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年１２月国立市条例第１７号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成１８年３月国立市規則第５号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成１８年３月国立市告示第３１号）を遵守しなければならない。

（使用自動車の制限等）

第２７条　受注者は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。なお、受注者は、その運転者に対して、アイドリング・ストップを行うよう適切な措置を講じなければならない。

２　受注者は、発注者が前項の規定による適合の確認をするために、必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示し、又は提出しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第２８条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約の効力）

第２９条　この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約確定日より効力を有するものとする。

（疑義の決定等）

第３０条　この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について生じた疑義又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報の保護及び情報セキュリティに関する特約条項

（基本的事項）

第１条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に当たって、情報セキュリティを確保するため、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年１２月国立市条例第１７号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成１８年３月国立市規則第５号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成１８年３月国立市告示第３１号）を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、この契約の履行に当たって知り得た個人情報その他の情報及び情報システム（以下「個人情報等」という。）の内容をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　受注者は、この契約による個人情報等を取り扱う業務（以下「本件業務」という。）の従事者に対して、在職中及び退職後において、当該業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報等の保護に関し必要な事項及びこの特約条項を周知徹底するものとする。

（適正な管理）

第３条　受注者は、本件業務に係る個人情報等の漏えい、滅失、改ざん、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に当たって、個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、本件業務の内容及び利用する個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することのできる情報の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

３　受注者は、本件業務の内容に応じて、当該業務に係る責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、作業場所、個人情報等の管理状況の検査に関する事項等の必要な事項を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

（再委託の禁止）

第４条　受注者は、本件業務を自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部をやむを得ず第三者に再委託する必要がある場合は、再委託の相手方（受注者の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。以下「再委託先」という。）の名称、再委託する理由、再委託する業務内容等を明確にした上で、あらかじめ書面により発注者に申請し、承諾を得なければならない。

２　受注者は、前項の承諾を得た場合においては、再委託先を監督する義務を負うとともに、その監督に当たって、この特約条項と同等以上の個人情報等に係る安全管理措置を講じなければならない。また、受注者と再委託先との間で取り交わす契約書その他これに類する書類に次に掲げる事項を明記しなければならない。

（１）　再委託先が受注者から受託した業務の一部について、やむを得ず第三者に再々委託するときは、あらかじめ再々委託する内容を受注者に通知し、受注者を通じて発注者の承諾を得なければならないこと。

（２）　個人情報等の管理状況について、発注者が必要と認めるときは、発注者若しくは受注者が第１１条の規定による検査等をし、又は発注者が第１２条の規定による立入調査等をすることができること。

（３）　この契約に基づく一切の義務及び前項の承諾に当たって発注者が指示する事項を遵守すること。

３　前２項の規定は、再委託先の再々委託に関する取扱いについて、準用する。また、再々委託以降の全ての委託においても同様とする。

（収集の制限）

第５条　受注者は、本件業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的以外の利用又は提供の禁止）

第６条　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、本件業務に係る個人情報等を契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（授受、搬送及び保管）

第７条　受注者は、本件業務に係る個人情報等を授受、搬送及び保管するときは、その内容、数量、日時、担当者名その他必要な事項を発注者に報告しなければならない。

２　本件業務に係る個人情報等の授受は、発注者と受注者それぞれが指名した者がその内容、数量その他必要な事項を確認して行う。

3　受注者は、授受した個人情報等を搬送するときは、搬送時の体制を明確にするとともに、漏えい等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置を講じなければならない。

4　受注者は、授受した個人情報等の保管については、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理が行われるよう、当該個人情報等の保管場所の施錠、入退管理等必要な措置を講じなければならない。

（持ち出しの禁止）

第８条　受注者は、本件業務に係る個人情報等を定められた作業場所から持ち出してはならない。ただし、契約の履行上やむを得ない場合で、あらかじめ受注者が前条第１項に準じて発注者に報告し、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第９条　受注者は、本件業務の目的以外に個人情報等を複写又は複製してはならない。

（返却又は廃棄等）

第１０条　受注者は、本件業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報等について、その利用目的が終了したとき又は発注者から指示があったときは、直ちに発注者に返却し、又は適正な方法で消去し、若しくは廃棄しなければならない。

2　受注者は、前項の規定により個人情報等を消去し、又は廃棄した場合は、消去又は廃棄の方法、日時、担当者名その他必要な事項を記録し、速やかに発注者に報告しなければならない。

（報告及び検査等）

第１１条　受注者は、本件業務の内容に応じて、この契約内容の遵守状況を発注者に定期的に報告しなければならない。なお、報告の頻度、内容等については発注者と受注者が協議して定める。

2　発注者は、本件業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要と認めるときは、当該業務の管理体制及び実施体制や個人情報等の管理状況について、実地検査等により確認するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、具体的な回数、検査内容等については、発注者と受注者が協議して定める。

3　受注者は、発注者が行う情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するための点検、内部監査又は外部監査に協力しなければならない。

（立入調査等）

第１２条　発注者は、必要と認めるときは、本件業務に係る個人情報等の取扱いが適正に行われているかどうかを確認するため、受注者の業務先に立ち入り、調査を行うことができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

2　前項に規定するもののほか、発注者は、必要と認めるときは、本件業務に係る個人情報等の管理状況を調査し、又は報告を求めることができるものとし、受注者はこれに従わなければならない。

（事故等の発生時における報告）

第１３条　受注者は、本件業務に係る個人情報等の漏えい等その他個人情報等の不適正な取扱い（以下「事故等」という。）が発生した場合は、その状況等を直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、当該事故等の解決に努めなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2　発注者は、前項の事故等があった場合には、必要に応じて、当該事故等に関する情報を公表することができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第１４条　発注者は、受注者がこの特約条項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。この場合において、本件業務について受注者が授受したものは直ちに発注者に返却しなければならない。

（その他）

第１５条　この特約条項に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

国立市契約における暴力団等排除措置要綱に関する特約条項

（受注者が暴力団員等であった場合の発注者の解除権）

第１条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は解約することができる。

（１）　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その法人の役員又は使用人。以下本条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が受注者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

（２）　受注者が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（３）　受注者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

（４）　受注者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

（５）　受注者が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

２　受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の規定は、この契約の履行が完了した後も５年間適用する。

４　第１項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

（反社会的勢力を排除するための連携）

第２条　発注者及び受注者は、警察と連携して、この契約に関与し、又は介入しようとする暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜（ぼう）して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

（不当要求行為等を受けた場合の措置）

第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

（１）　本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

（２）　下請業者、受注者から委託を受けた業者その他関係業者（以下「下請業者等」という。）がある場合において、下請業者等が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

（３）　この契約に関して受注者の下請業者等がある場合、受注者は、下請契約等の締結に際して、第１条第１項及び本項により受注者が遵守を求められている内容と同様の内容を規定しなければならない。

２　前項に規定する不当要求行為等とは、次に掲げる行為とする。

（１）　暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為

（２）　威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為

（３）　正当な理由なく面会を強要する行為

（４）　正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為

（５）　前各号に掲げるもののほか、履行場所の秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為

３　受注者が第１項の報告、届出等を怠ったときは、発注者は状況に応じて契約解除、指名停止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者等が報告を怠った場合も同様とする。

４　第１条第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用する。

前金払に関する特約条項

（前払金の支払）

第１条　発注者は、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の工期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、１億円を限度とし、受注者の請求に基づき、契約金額の３０％（１０万円未満の端数は切り捨てる。）を前払金として支払うものとする。

２　受注者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（発注者が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を発注者に提出した上で、前払金の請求をしなければならない。

３　発注者は、前項の請求があったときは、遅滞なく第１項の前払金を支払うものとする。

（契約金額の増減による前払金の追加払又は返還）

第２条　発注者は、前条の規定により前金払をした後、業務委託内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が変更前の契約金額の２割を超えるときは、発注者の定めるところにより前払金を追加払し、又は返還させることができる。

２　受注者は、前項の規定により、発注者が前払金の追加払を認めた場合において、その追加払を受けようとするときは、当該契約変更の日以後、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出した上で追加払の請求をしなければならない。

３　受注者は、発注者から第１項の規定による前払金の返還請求があったときは、当該契約変更の日以後、発注者が指定する日までに返還しなければならない。

４　前項の場合において、受注者が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）に定めるところによる割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても３６５日の割合とする。）で計算した額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、その額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支払うものとする。

（保証契約の変更）

第３条　受注者は、既定の工期が延長された場合は、発注者がその必要がないと認める場合を除き、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、既定の工期が短縮された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

（前払金の使途制限）

第４条　受注者は、前払金をこの業務委託に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

（前払金の返還）

第５条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払われた前払金を直ちに発注者に返還しなければならない。

（１）保証契約が解約されたとき。

（２）この契約が契約約款第１９条第１項及び第２０条第１項の規定により解除されたとき。

（３）前条の規定に違反したとき。

２　受注者は、前項の規定により前払金を返還するときは、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定めるところによる割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても３６５日の割合とする。）で計算した額を利息として支払わなければならない。ただし、その額が１００円未満であるときは、利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支払うものとする。

（解除に伴う措置）

第６条　この契約が解除された場合において、既に支払われた前払金があるときは、当該前払金の額を契約約款第２３条第１項の規定による支払額から控除する。なお、受注者は、受領済みの前払金の額に余剰があるときは、発注者の指定する日までに発注者に返還しなければならない。

特　記　仕　様　書

本特記仕様書は、「国立駅南口駅前広場実施設計業務委託」に適用する。

1．適用範囲及び一般事項

（1）本委託は、この特記仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局制定の「設計委託標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）によるものとする。

（2）本市からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点をもって返却すること。ただし、本市から許可を得た場合はこれに該当しない。

（3）受注者は、作業に際し生じる関係諸官庁、土地所有者及び居住者等と協調を保ち本市監督員の指示を受けて正確かつ誠実に作業を行うこと。また、諸手続きに必要な資料を調整・準備すること。

（4）受注者は、作業に関して生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があったりしても、本市はその責任を負わないものとし、受注者において処理すること。

（5）作業が完了した際には、直ちに完成届と成果品を提出して本市の検査を受けること。

2．個人情報の取り扱い

この委託における個人情報の取り扱いは、委託標準仕様書に規定されているもののほか、「情報セキュリティの確保に関する特記仕様書」によるものとする。

3．情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都情報セキュリティ基本方針及び東京都情報セキュリティ対策基準（平成19年9月1日施行）と同様の水準で情報セキュリティを確保すること。

なお、受注者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより国立市が被害を被った場合には、国立市は受注者に損害賠償を請求することができる。国立市が請求する損害賠償額は、国立市が実際に被った損害額とする。

4．工事情報共有システムの活用

（1）本委託は、監督員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る工事情報共有システムの活用推奨委託であり、積極的な工事情報共有システムの活用に努めるものとする。

（2）活用にあたっては東京都建設局のホームページ
（https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/ukeoi）にて公開されている「東

京都工事情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施すること。
（3）受託者は、工事情報共有システムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上利用することとし、使用料については設計変更の対象とする。

5．設計変更

委託契約書第15条までに記載している設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「土木設計委託等設計変更ガイドライン」（東京都）によるものとする。

6．再委託

（1）受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
（2）この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
（3）本委託業務等の再委託先である協力会社は、東京都の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

7．東京都契約関係暴力団等対策措置要綱

受託に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

8．業務目的

本委託は、過年度実施した、基本設計業務及び基本設計（その2）業務の内容を踏まえ、国立駅前広場再整備の工事実施に向けた、駅前広場交通ロータリー改修や広場の景観整備に関する詳細検討の実施及び実施設計を行うとともに、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。また、将来の駅前広場の活用に向けた取り組みの継続検討を実施するものである。

9．旅費交通費

本委託の打合せ等に係る旅費交通費の算定にあたっては、直接人件費の0.63%を計上している。

10．資料の貸与

本委託の履行にあたっては、設計委託標準仕様書第6章第2節6.2.3「貸与資料」に規定する資料は下記のとおりである。

・平成25年度　国立駅南口駅前広場及び周辺道路測量業務委託　報告書

・平成29年度　道路及び電線共同溝予備設計等委託　測量編　報告書
・令和2年度～令和3年度　国立駅南口整備用地測量委託　報告書
・国立駅南口駅前広場土地境界図
・旧国立駅舎再築工事　竣工図
・旧国立駅舎再築地質調査　報告書
・平成28年1月22日　国立駅南口駅前広場警察協議回答
・平成26年度～平成29年度　国立駅周辺まちづくり支援業務委託　報告書
・平成30年度～令和4年度　国立駅周辺交通協議等支援委託業務　報告書
・地質埋設物に関する資料（電気、上下水道、都市ガス、NTT等）
・令和5年度　国立駅南口駅前広場基本設計業務委託
・令和7年度　国立駅南口駅前広場基本設計(その2)業務委託

11．夏季休暇期間

本委託では、下記に示す5日間を夏季休暇期間としている。

令和8年　8月12日～8月14日、17、18日

夏季休暇期間は休日と同様に、工期に含まない。

12．産業廃棄物の適正処理

本委託に伴い産業廃棄物が発生する場合は、受発注者間で関係法令等を確認し、協議の上、適正に処理すること。

13．技術者

（1）管理技術者

管理技術者は次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　以下のいずれかの資格を有すること。

・技術士（総合技術監理部門　選択科目：建設－都市及び都市計画）
・技術士（建設部門　選択科目：都市及び都市計画）

イ　過去10年以内に同種業務の実績を有すること。

同種業務とは、「駅前広場の公共空間デザインの業務」とする。

（2）照査技術者

照査技術者は次に掲げる要件を満たすものとする。

・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設－都市及び地方計画）
・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）

（3）担当技術者

担当技術者は下記に示す技術者を配置すること。

ア 都市デザイン技術者

駅前広場の都市デザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）グッドデザイン賞、土木学会デザイン賞等広場デザインに関する受賞歴があること。または、以下のいずれかの資格を有すること。

・登録ランドスケープアーキテクト
・一級建築士
・認定都市プランナー
・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設－都市及び地方計画）
・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
・RCCM（都市及び地方計画）

（イ）同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。

同種業務とは、「駅前広場の公共空間デザインの業務」とする。

類似業務とは、「広場もしくは公園の公共空間デザインの業務」とする。

イ 建築設計技術者

建築物の設計に係る業務を行う者とし、一級建築士の資格を有すること。

ウ 土木設計技術者（広場設計）

駅前広場の土木構造物設計に係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）以下のいずれかの資格を有すること。

・技術士（総合技術監理部門 選択科目：道路または都市及び地方計画）
・技術士（建設部門 選択科目：道路または都市及び地方計画）
・RCCM（道路または都市及び地方計画）

（イ）同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。

同種業務とは、「駅前広場の公共空間の設計業務」とする。

類似業務とは、「広場もしくは公園の公共空間の設計業務」とする。

エ 樹木の植替え又は保全等について、市民と議論しながら合意形成を図った実績のある者

公共空間における樹木の植替え又は保全等について、同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。

同種業務とは、「駅前広場の樹木の植替え又は保全等」とする。類似業務とは、「広場の樹木の植替え又は保全等」とする。

オ その他留意事項

（ア）管理技術者は、都市デザイン技術者、土木設計技術者のいずれかを兼ねることができる。

（イ）都市デザイン技術者は、管理技術者と兼務しない場合に限り、建築設計技術者を兼ねることができる。

（ウ）樹木の植替え又は保全等について、市民と議論しながら合意形成を図った実績のある者は、管理技術者、都市デザイン技術者、建築設計技術者、土木設計技術者を兼ねることができる。

（エ）兼務する技術者の資格要件は、各技術者の資格要件を満たすものとする。

１４．照査技術者及び照査の実施

（１）本委託業務の履行に当たっては、別途定める「詳細設計照査要領」を運用することとし設計委託標準仕様書記載の「照査技術者及び照査の実施」に基づき、技術者の配置、照査の実施等の適正化を図ること。

（２）標準仕様書第１章第１節 1.1.8 の２に定める照査技術者は、上記第15に示すいずれかの条件を満たす者とする。なお、それらを証明する書類を提出すること。

１５．図面の作成

図面の作成にあたっては、建設局が定める「ＣＡＤ製図基準・同解説」に基づき実施すること。

なお、本基準は東京都建設局ホームページから入手できる。

１６．業務内容

（１）計画準備

本業務を遂行していく上での技術的方針や作業スケジュール、実施体制等の検討を行い業務全体の計画を立案するとともに業務計画書を作成する。

また、基本設計（その２）業務にて実施した市民アンケート結果を踏まえた実施設計業務における対応方針についても整理し、業務計画への反映を行う。

【面積　参考】　基本設計　業務計画書より

・東西広場	：約 1,200 ㎡（道路）
・旧国立駅舎用地	：約　648 ㎡（建物敷地）
・円形公園	：約　700 ㎡（道路）
・南口ロータリー（円形公園を除く）	：約 6,800 ㎡（道路）
合計	：約 9,348 ㎡

（２）駅前広場基盤施設に関する詳細検討・実施設計

１）設計計画

基本設計業務及び関連事業の内容等を踏まえ、設計計画を検討する。駅前広場の再整備に際して支障となる地上支障物（既往資料及び現地補足調査にて確認）並びに地下埋設物等の現状整理（既往資料の貸与にて整理）を行い、設計に伴う支障影響の把握を行う。

2）ロータリー平面線形の検討

基本設計（その2）にて検討した平面図に基づき、車両軌跡や歩道上の道路付属物配置（柵工、シェルター工など）や、バス乗降位置等を踏まえた割付を整理する。また、大学通りの接続部の交差点改良も含む整備計画（道路法第95条の2第1項協議（公安委員会への意見照会）を踏まえた道路平面図）に対して、ロータリー本線及び取り付け道路の道路中心線線形を決定し、横断構成ならびに基盤計画全体の割付を決定する。

3）敷地造成の検討

1）にて検討した平面線形案を踏まえて、ロータリーの縦横断検討を実施し、計画敷地全体の基盤整備に関わる造成高さを設定する。

検討に際しては、道路排水計画の検討内容も踏まえた造成縦横断計画を行うものとする。さらに、官民境界の高さや別途工事が予定されている東1号線、西1号線、大学通りの自転車道整備の計画の内容に留意した計画とすること。

4）駅前広場基盤整備に関する詳細検討

2）3）の検討と併せて、基盤整備に関わる検討として、以下の検討を実施する。

・道路排水検討
・舗装構造及び車道部舗装材の検討
・消防水利施設の検討（躯体）
・道路管理者、交通管理者標識等の配置修正

上記検討に際して、以下の点に留意すること。

排水設計では、排水構造の比較検討等により構造を決定するとともに、排水計算に基づく必要断面を決定するものとする。なお、流末となる公共下水道の接続先については、国立市下水道課にて検討する駅前の公共下水道再整備に関する方針を踏まえること。

舗装構造設計では、TA法等に基づく舗装厚の検討を行うものとし、加えてロータリーの本線と停車帯部における舗装材の検討を実施する。なお、車道部の舗装は警視庁協議による指導事項や東西1号線の整備状況を踏まえて、舗装材の選定を行うものとする。

なお、駅前広場基盤施設に関する詳細検討・実施設計の内容を踏まえて、公共下水道設計成果（別途業務にてR7年度中に完了見込み）に変更が生じる場合は、監督員との協議により対応を確認する。

5）撤去設計

1）の設計計画の内容を踏まえ、駅前広場整備に伴う既存施設の撤去対象物を抽出し、撤去設計として、図面・数量をとりまとめる。

6）基盤整備に関する実施設計図面・数量の作成

駅前広場基盤設計として、設計図（各種平面計画図、割付図、縦断図、標準断面図、横断図、詳細図等）の作成、各工種別数量計算を行う。

なお、工事発注図書については工区分割の対象外として、修景設計を含めた内容で、土木工事、下水道工事、建築工事等の補助事業の対象区分で図書をとりまとめる。ただし、工事発注に伴う積算支援（内訳書作成、見積取得等）は本業務には含まない。

7）駅前広場の概略施工計画の検討

過年度基本設計（その2）で検討した概略の施工ステップ図、概略工程計画案に対して、関連工事となる支障移設工事、公共下水道工事や東1号線道路工事、大学通り自転車道整備工事等のスケジュールを踏まえた見直し検討を実施する。

なお、沿道住民や事業所、商店会への施工計画周知資料の作成（A4・4枚程度）を行う。周知時期は令和8年10月頃を予定する。

※なお、道路法第95条の2第1項協議（公安委員会への意見照会）に関する協議については、基本設計（その2）業務にて完了済みであるが、大学通り側の設計内容の変更あるいは、関係機関協議を踏まえて変更協議が必要となる場合は、監督員との協議により必要に応じて変更協議の対応（資料修正、協議出席を含む）を行う。

（3）駅前広場修景施設等に関する詳細検討・実施設計

1）トータルデザインの実践（デザイン監理）

基本設計（その2）業務に引き続き、駅前広場全体のトータルデザインを実践する。主に景施設などを対象とし、関連する基盤施設や道路内建築物の計画も踏まえた駅前広場全体における空間づくりの深度化を図る。検討に際しては、防災・環境対策に関する検討を実施し、必要に応じて検討へ反映する。

なお、プロポーザル以降に検討された全体コンセプトや過年度基本設計（その2）の成果に基づく検討を実施し、空間づくりに加えて、WSや社会実験を踏まえ、管理運営に関する取り組みや駅前広場に関連した他の事業との連携・調整など、広い視点から一貫したトータルデザインを実践する。

2）施設の詳細設計

舗装材（歩道部）や照明（駅前広場内の歩車道照明の他、緑地空間等の照明、上屋に付属する照明含む）、防護柵、車止め、案内サイン等の施設について、当地に相応しいデザインを検討するとともに、詳細設計を行う。具体の検討に際しては、デザイン検討会議や実務者会議による意見を十分に踏まえるものとし、特に以下の3点に対する工夫を行うものとする。

・舗装材に関しては、環境への配慮を踏まえた機能性舗装の検討に加え、歩きやすさ、

色味及び質感などを比較し、材料の採用に際しては現地での試し貼り等を行うものとする。

・照明検討に際しては、照度分布図の作成により、必要照度が確保される設計を基本とするが現況の照明環境も踏まえ計画照度の決定を行う。また、灯具等については、初期費、ライフサイクルコスト等の維持管理経費を勘案し、広く調達・管理が可能なものとする。なお、灯具選定に際しては、演色性に対しても十分配慮することとする。

・点字ブロックの配置決定に際しては、当事者意見の聴取を行うものとし、整備後の駅前広場と誘導ルートを示す触地図模型等の活用を想定する。

3）植栽の詳細設計

基本設計にて整理した、既存樹木の活用・更新に関する考え方を踏まえた植栽計画の深度化を行う。既存樹木の配置を踏まえた、樹木の混色や植穴改良などの具体の施策を検討のうえ、植生基盤・土性改良、支柱形式、植栽帯構造等に関する設計を行う。

また、街路樹診断結果や移植適正診断結果等の調査結果（市貸与による）を踏まえ、今後の樹木の維持管理に関する考え方や、既存樹サクラの更新に関する考え方を整理する。

加えて、環境共生の取り組み検討として、基本設計業務にて整理した雨庭などのグリーンインフラの導入に関する計画を深度化し、地中構造を含む雨水浸透・循環に関する仕組みを整理し、ディテールに関する設計を行う。

4）設備の詳細設計

照明施設設計のための電力供給のための設備詳細設計として、電気引き込みに関する関係者協議を実施の上、駅前広場改変に伴い必要となる電気容量を算出し、分電盤の設計及び配線結線図の作成を行うものとする。また、電圧降下計算に基づき、必要となる配線・配線の規格を検討する。

給水設備設計として、植栽用散水やイベント用散水に関する必要水量を算出のうえ、損失水頭計算に基づき、管路断面等を決定する。なお、植栽用散水は、散水栓及び自動灌水システムの組合せを検討し、施設管理者との協議により、設置範囲・基数、引き込み位置、口径等の設計条件を決定するものとする。

なお、バスロケシステムの検討や防犯カメラなどの通信設備の検討は本検討には含まないものとし、検討が必要となる場合は監督員との協議を行う。

5）修景施設等に関する実施設計図書・数量の作成

駅前広場基盤設計として、設計図（各種平面計画図、割付図、一般図、詳細図等）の作成、各工種別数量計算を行う。

なお、工事発注図書については工区分割の対象外として、基盤設計を含めた内容で、土木工事、下水道工事、建築工事等の補助事業の対象区分で図書をとりまとめる。ただし、工事発注に伴う積算支援（内訳書作成、見積取得等）は本業務には含まない。

（4）道路内建築物の詳細検討・実施設計

1）設計計画及び詳細検討

基本設計の内容を踏まえ、基盤施設に関する実施設計及び景観デザイン実施設計との整合を図りながら、駅前広場内に整備する建築物を詳細に検討し、地下埋設物等の影響を踏まえた施設の平面配置・割付を計画し、設備計画（照明）や構造計画等に関する検討を実施する。なお、電気設備については駅前広場の照明計画との調整・整合を図り、駅前広場内の引き込みは原則１引き込みとした計画を行う。

設計対象は以下の通りとする。

・タクシー上屋　　（1棟、A=24㎡）
・バス上屋　　（8棟、A=284㎡※延べ面積）
・倉庫棟　　（1棟）

※倉庫棟の施設規模は、概ね既製品2～3棟程度のサイズ

※なお、実施設計段階での設計対象施設の変更が生じた場合は、発注者との協議により設計変更による対応を行う。

2）道路内建築物等の実施設計図の作成及び積算支援の実施

1）の検討を踏まえた建築物の実施設計を行い、工事発注に必要となる図面・数量を作成する。また、対象施設に関する建築工事積算の支援についても本業務にて実施する。

なお、工事発注図書については工区分割の対象外とする。ただし、電気設備や排水設備等の土木工事との関連の高い工種についての工事区分（土木・建築の発注区分）については発注者との協議にて決定し、土木工事、下水道工事、建築工事等の補助事業の対象区分で図書をとりまとめるものとする。

3）許認可申請手続き等の実施支援

設計対象施設は、道路内建築物となることから、1）2）の検討内容を踏まえて、建築基準法第44条に基づく路内許可を受けるとともに、本業務において建築確認済証の受理を受けるものとする。なお、路内許可及び建築確認申請に関わる申請料手数料は本業務にて含む。

（5）駅前広場整備に向けた合意形成及び広報活動支援

1）将来の担い手づくりを見据えた参加型ワークショップ及び社会実験の実施

将来の駅前広場の活用の仕組み及び担い手づくりの検討のため、市民参加型のワークショップ及び社会実験「くにたちえきひろ大学」を実施し、企画・運営支援、結果とりまとめを行う。

ワークショップは社会実験の企画を市民参加型で作成することを目的とし、３回程度連続したプログラムを実施する。また、社会実験の内容についてはワークショップ等の実施状況を踏まえて参加者とともに決定していくこととなるが、現時点は以下の

活動を想定する。なお、社会実験に際しては担い手となるメンバーの仲間づくりの側面と、運営に際しての課題把握・仕組みづくりの側面から実施する。

以下に社会実験における取り組みを提示するが、実際に取り組む内容等は、えきひろ大学の活動を踏まえて決定する。

＜社会実験における取り組み例＞

例①：「えきひろ屋台ミニミニマルシェ」
- 将来の広場での賑わい創出の実験として、小さな屋台を用いた活動を試行する。市民参加を通じて賑わいづくりを促進するとともに、活用のニーズや運営上の課題を洗い出す。

例②：「みんなで育てるプランターガーデン」
- 市民協働による植栽管理をプランターで試行し、定期的な活動を通じてコミュニティ形成を目指す。水やり等のルールを検討し、将来の仕組みづくりに繋げる。

例③：「広場の使い方発見プロジェクト」
- 広場にテーブル等を仮設し、来街者の過ごし方や日常的な利活用ニーズを探る。青空図書館のような市民の自発的な活動も受け入れ、「自分ゴト」として関わるきっかけをつくる。

例④：「えきひろクリーン&ストレッチ」
- ストレッチを組み合わせた楽しい清掃活動をチームで行い、終了後はコーヒーなどを飲みながら交流する。健康づくりと仲間づくりを兼ねた体験を通じて、広場への愛着を育み、継続的な美化活動のコミュニティ形成を目指す。

2）駅前報告会の開催支援

基本設計（その２）業務の結果や今後の駅周辺整備の進め方に関する駅前報告会を開催（令和８年度中に１回を想定）し、資料作成及び運営支援を実施する。なお、駅前報告会の開催に関わる直接経費については本委託に含まない。

3）市民説明会等の資料作成支援

基本設計（その２）業務の設計説明及び実施設計業務の進捗状況の説明のための理事者・議会説明資料の作成及び、市民説明会資料の作成を行う。なお、想定回数は以下とする。

・理事者説明：１回、資料作成及び会議出席を含む。

・市民説明会：３回、資料作成を含む。※説明会の出席及び運営支援は含まない。

4）広報活動

広報活動として以下の原稿作成を行う。なお、チラシについては印刷も含み、チラシ・ニュースレターについては、駅前掲示板用のポスターとしても印刷すること。

広告媒体 ／ 広報対象	ワークショップ	社会実験	その他	計
チラシ	3回	1回（告知）		4回
ニュースレター	1		3回	4回
市報				—
ポスター（駅前掲示用）	4回	1回	3回	8回

※市報掲載原稿は発注者にて作成をすることを基本とし、受注者は原稿作成に対する情報提供を行うものとする。（実施設計業務では市報対応はないものと想定）

（6）打合せ

1）設計協議

業務着手時、中間時10回、成果品納入時の計12回の打合せを実施するものとし、業務着手時及び成果品納入時には原則管理技術者が立ち会うものとする。

なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設けるものとする。

※参考：回数想定は、業務期間中1回/月程度を目安とし、3）会議開催時期の事前に協議を実施することを想定。業務期間は12か月想定。

2）関係機関協議

関係機関協議の資料作成及び出席を行う。回数は10回程度とする。

協議先は、市関係部署（道路管理者、都市計画課※景観）、交通事業者（バス、タクシー）、JRE/JRCCD、建築指導事務所、消防署、都道管理者を想定する。

なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設けるものとする。

※参考：回数想定は、市関係部署（道路管理者（2）、都市計画課（1））、交通事業者（バス、タクシー）（1）、JRE/JRCCD（1）、建築指導事務所（3）、消防署（1）、都道管理者（1）　を想定

3）実務者会議及びデザイン会議の運営支援

学識及び有識者等との意見交換ための資料作成及び会議出席、議事録作成等の支援を実施する。条件決定や方針決定のための継続的な議論のため前半6か月間は概ね月1回程度の頻度で開催し、後半6か月は概ね2か月に1回程度の頻度での開催を想定し、計9回の会議を実施するものとする。

※必要な実施工期や進捗を踏まえて、設計協議、関係機関協議、実務者会議等の協議回数は監督員との協議により変更（増減）を行う。

（7）報告書作成

本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。

（8）照査

本業務での照査について、「１４．照査技術者及び照査の実施」の履行結果を、報告書としてとりまとめを行う。図面数量については、赤黄青チェックの実施も対象とする。

１７．設計基本条件等の整理

受託者は、業務の着手にあたり、貸与資料や適用基準等により設定する設計基本条件、現地踏査や資料収集による調査対象項目等を整理したうえで承諾申請書を付して

監督員に提出すること。

なお、電子計算機によって設計計算を行う際の入力条件や出力表示等については、明瞭に整理し、監督員の確認を受けること。

１８．業務スケジュール管理表の活用

（１）本業務は、業務スケジュール管理表の活用対象業務である。

（２）受託者は、業務スケジュール管理表の活用を希望する場合は、契約締結後、速やかに監督員と協議を行うこと。

（３）受託者は、業務スケジュール管理表を活用する場合は、協議後１５日以内に業務スケジュール管理表を作成するものとする。なお、本取組は、円滑な業務進捗を図るために行うものであり、業務項目、項目毎の着手日及び完了日、業務履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項とその期限などについて、受発注者の役割分担を明確にした上で作成すること。

（４）業務の実施に当たっては、適宜業務スケジュール管理表を用いて、受発注者相互の進捗状況や予定を確認し、手戻り、手待ちを生じさせないように努めること。特に、業務工程上のクリティカルとなるポイントは、打合せ時等において、受発注者双方で確認しながら業務を進めること。

１９．成果品の提出

原則として、設計委託標準仕様書資料編「成果品一覧表」によるもののほか、下記の成果品を提出すること。成果品は、土木工事、建築工事、下水道工事を区分した上で、国立駅南口駅前広場全体、東西広場・旧国立駅舎用地、円形公園、南口ロータリーに分けて提出すること。

（１）報告書（電子成果品）　２部

（２）報告書（A4版簡易製本・紙成果物）　２部

（３）実施設計図書（図面数量※図面はA3縮小版）　２部

（４）当該業務で作成した各種資料・データ　１式

※納品する図面のデータ形式はDWG、JWW、SFC、PDF の４種類とする。

※報告書については、本業務の検討過程で作成・使用したデータや成果品を利用する予定であるため、成果品の作成にあたっては、容易に二次利用が行えるようにデータ形式等に配慮すること。

２０．電子納品

電子データの提出は、最新の国土交通省制定「土木設計業務等の電子納品要領及び測量成果電子納品要領（以下、「要領」という。）」によると伴に、成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認

した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。なお、要領及び電子納品チェックシステムについては、国土交通省国土技術政策総合研究所 HP よりダウンロードなどして入手すること。（http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）

２１．留意点

（１）設計委託業務を実施するに当たり、交通管理者、道路管理者等の管理者及び関係機関との調整結果を反映させること。なお、協議に必要な資料については、監督員の指示に従い作成すること。

２２．成果品の帰属

本委託において作成した成果品の著作権及び所有権は、国立市に帰属するものとする。

２３．瑕疵等

受注者は、本委託業務完了後に受注者の責による誤りが発見された場合には、自らの負担により速やかに訂正、補足その他必要な作業を行うこととする。

２４．担保期間

契約不適合を知った時点から１年間または検査合格後１０年間のうち短い期間

２５．その他

本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ双方協議するものとする。この仕様書は、業務の大要を示すものである。したがって、本委託業務において性質上当然に実施しなければならないと認められることは、受注者の責任において実施すること。
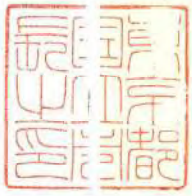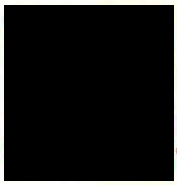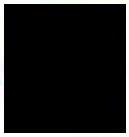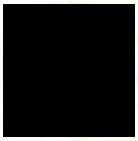
以上